

対象校区	ク ラ ブ 名	電 話	所 在 地	備 考
北 美 原 小	元 気 ク ラ ブ	47-0031	赤川1-30-35 (赤川児童館内)	
	北 美 原 た い よ う ク ラ ブ	46-1536		
	北 美 原 第 2 た い よ う ク ラ ブ	46-5990	北美原1-2-9	
	北 美 原 第 3 た い よ う ク ラ ブ	47-8138	北美原1-1-19	
	楽	84-5294	北美原2-21-25	
鍛 神 小	キ ッ ズ ク ラ ブ え が お	76-7669	美原3-42-8	*
	海 の 子 ク ラ ブ			
	海 の 子 ク ラ ブ 第 2	55-2149	鍛治2-46-4 (鍛神小学校内)	
	ひかりのおくりものいっ稚	84-6967	神山3-52-5 (函館ひかり幼稚園併設)	
神 山 小	じ ゃ ん ぶ 中 道 ク ラ ブ	070-1346-6808	中道2-34-6	
	地 蔵 っ 子 ク ラ ブ	83-5017		
	第 二 地 蔵 っ 子 ク ラ ブ	54-7486	神山1-30-26	
東 山 小	お ひ さ ま い ろ ク ラ ブ	51-0980	東山2-20-11	
	第 二 お ひ さ ま い ろ ク ラ ブ	83-5167	東山3-2-2	
	第 三 お ひ さ ま い ろ ク ラ ブ	83-6695	東山2-20-5	
本 通 小	本 通 ク ラ ブ	32-0496	鍛治1-25-26	
南本通小	花 園 ク ラ ブ	52-9080	花園町26-24	

※「*」が付いているクラブは市の委託を受けておりません。

(担当課：子ども未来部子ども健やか育成課 電話 32-1527)

子どもの教育・進学援助

1 奨学金の貸付け

向学心がありながら、経済的な理由から修学が困難な高等学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校（高等課程・専門課程）の在学生または進学希望者を対象にお貸ししています。

- ・貸付金額 高 等 学 校 国 公 立 月額 1万円
私 立 月額 1万4千円
- 高 等 専 門 学 校 月額 1万4千円
- 短期大学・大学・大学院 国 公 立 月額 2万円または3万円から選択
私 立 月額 2万円・3万円・4万円から選択
- 専 修 学 校 高等課程 月額 1万円
専門課程 月額 2万円または3万円から選択
- ・貸付期間 正規の修業年限の期間
- ・償還方法 卒業した翌年から15年以内（貸付総額が150万円を超える場合は20年以内）の年度割り
- ・申請受付け 毎年3月1日から31日まで

2 奨学金の支給

人物・学業ともに優秀で経済的な理由により大学（4年制以上）への修学が困難な学生を対象に奨学金を支給しています。大学入学の前年度に奨学生候補者を選考し、大学入学後に正式に決定します。（所得や成績要件がありますので詳しくはお問い合わせください。）

- ・支給金額……月額3万円，入学一時金10万円
- ・支給期間……正規の修業年限の期間
- ・申請書の配布・受付……9月（10月～12月に書類・面接選考あり）

6 就学援助

経済的理由により国公立の小学校・中学校・義務教育学校への就学が困難と認められる児童および生徒の保護者に対し、学用品費や給食費など就学に要する費用の援助を行っています。

対 象 者

次のいずれかに該当する方

- ①生活保護が廃止または停止になった世帯
- ②世帯全員が市民税の非課税または減免を受けた世帯
- ③個人事業税または固定資産税の減免を受けた世帯
- ④国民年金の掛金の全額免除を受けた世帯
- ⑤国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けた世帯
- ⑥ひとり親世帯等が対象の児童扶養手当を受けている世帯
- ⑦生活福祉資金（総合支援資金）の貸付けを受けた世帯
- ⑧職業安定所登録の日雇労働者が属する世帯
- ⑨経済的に学用品費や給食費等に困っている世帯

助成の内容

学用品購入費等、新入学学用品費、給食費、修学旅行費、宿泊研修費、体育実技用具費（柔道着、剣道衣、スキー、スケートの購入費）、通学費
※ただし、国立小中学校含め校区外の学校へ通学する場合は、通学費を除きます。

申請

- 通学している国公立の小中学校・義務教育学校

問合せ

- 通学している国公立の小中学校・義務教育学校 または
教育委員会 学校教育部保健給食課 電話 21-3547

7 高等学校等就学支援および奨学金等貸付け

- ・高等学校等就学支援金制度
- ・公立高等学校等生徒奨学金貸付制度
- ・私立高等学校入学資金貸付制度

相談・問合せ

- 在学している高等学校等

8 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

経済的な理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう「貸与」または「給付」する制度です。

他の奨学金では、重複して受けることを認めていないものもありますので、お確かめください。

相談・問合せ

- 在学している学校または大学

9 一般社団法人函館市母子寡婦福祉会奨学金

母子家庭の子で向学心に燃え、その能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な方（一世帯1人とする。）に奨学金を支給します。

ただし、所得制限、学業成績書、在学証明書が必要です。

対 象 高校、大学に在学のもの

支給金額	高校		年額	60,000 円
	大学		年額	120,000 円

募集期間	毎年 3 月上旬
	時間 10 : 00 ~ 16 : 00

申請・問合せ

- 一般社団法人函館市母子寡婦福祉会（函館市総合福祉センター 3 階）
所在地 函館市若松町33番6号 電話 26 - 4560